

回 覧

下水道使用料減免のお知らせ

自宅と同じ水道メーターの水道水を水稻育苗に使用している方は、下水道使用料の減免制度を利用することができます。

該当される方は、令和8年5月15日(金)までに湯川村役場産業建設課建設係へ申請書を提出してください。

1 減免の内容

育苗箱50箱につき1m³を下水道使用料から減免します。

2 申請書の配布場所

湯川村役場 産業建設課 建設係窓口

3 申請書の提出期限

令和8年5月15日(金) 午後5時 ※期限厳守でお願いします。

4 注意事項

(1) 水道使用料ではなく**下水道使用料の減免**です。

(2) 期限内に申請書の提出が無い方については、減免の対象とはなりません。

(3) 次のような方は減免の対象ではありません。

○**下水道に接続していない方。**

○**自宅とは別の水道メーターの水道水を育苗に使用している方。**

○自宅と同じ水道メーターの水道水を育苗に使用しているが、子メーターにより下水道使用料を算定している方。

○川や水路、地下水を育苗に使用している方。

(4) 必要に応じて苗箱数の確認に伺うことがあります。

(5) **減免対象額は下水道の超過料金のみです。**基本料金は減免されないご注意ください。

5 お問合せ先

湯川村役場 産業建設課 建設係 (電話0241-27-8850)

回 覧

下水道接続のお願い

下水道は生活環境を安全で快適なものにするために重要な役割を果たしています。

湯川村の下水道事業は、家庭からの生活污水や事業所からの汚水を円滑に排除・処理し、生活環境の向上と河川の水質保全に役立っています。

まだ下水道に接続されていないご家庭におかれましては、環境をより一層向上させるためにも早期に接続されるようお願いいたします。

◎助成制度について

新たに接続していただいた方には、排水設備設置工事助成制度（1件10万円）があります。

※下水道受益者負担金及び分担金を納入いただいた方が対象です。

※土地に初めて排水設備を設置していただいた方に限ります。

※官公署・会社・事業所及び法人は対象になりません。

《参考》各行政区接続率（接続世帯／世帯数）

特定環境保全公共下水道事業区域 68%		農業集落排水事業区域 79%	
① 笈川 68%	⑪ 沼ノ上 51%	① 勝常 73%	⑪ 堂畑 81%
② 王領 55%	⑫ 浜崎 64%	② 五丁ノ目 85%	⑫ 三島 91%
③ 田中 50%	⑬ 桜つつみ 100%	③ 佐野 80%	
④ 笠ノ目 56%	⑭ 美田園 100%	④ 中ノ目 77%	
⑤ 米丸 42%	⑮ 熊川 86%	⑤ 上扇田 76%	
⑥ 森台 53%	⑯ 上樽川 52%	⑥ 亀ヶ代 100%	
⑦ 八日町 56%	⑰ 石伏 91%	⑦ 中扇田 68%	
⑧ 高瀬 76%	⑱ 下樽川 45%	⑧ 中台 85%	
⑨ 水谷地 50%	⑲ 松川団地 100%	⑨ 下扇田 100%	
⑩ 上田谷地 66%	⑳ 穂花 100%	⑩ 北田 60%	

※公共施設、会社、法人等は含みません。少数点以下端数切捨て。